

遠賀町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (各年度末現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A
16年度	19,547人	7,333,596千円	130,021千円	1,152,755千円	15.7%
17年度	19,624人	6,260,145千円	59,116千円	1,021,156千円	16.3%
18年度	19,609人	5,675,507千円	117,349千円	1,028,379千円	18.1%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬を含みます。

普通会計とは、一般会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、遠賀霊園事業特別会計、学校給食事業特別会計、地域下水道事業特別会計、土地取得特別会計の合計を言います。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

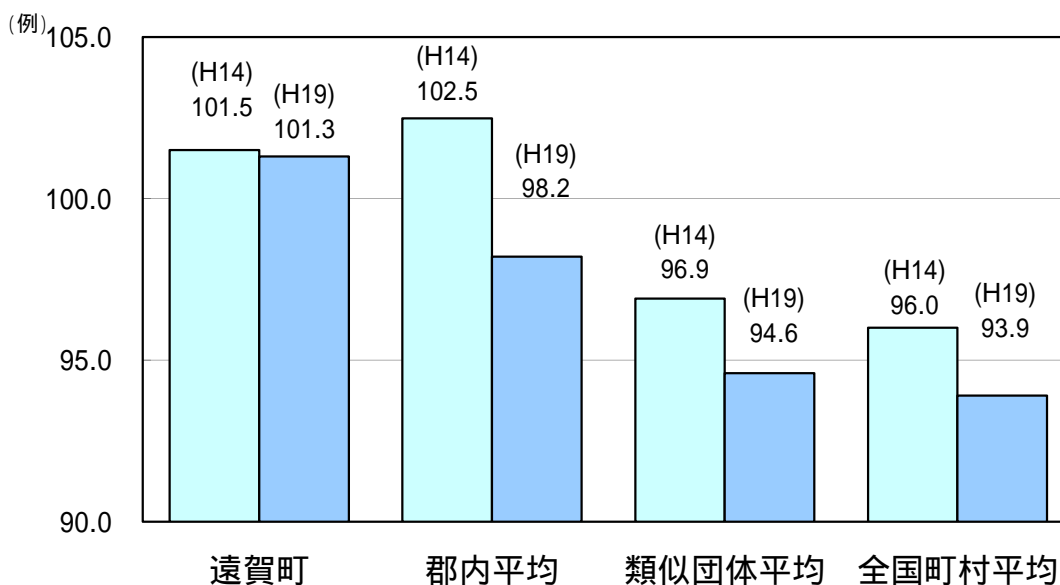
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
18年度	108人	447,607	70,654	187,405	705,666	6,534	6,051

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

職員数は、平成18年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項 特にありません

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（19年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
遠賀町	40.9 歳	332,800 円	389,337 円	364,270 円
福岡県	43.4 歳	357,973 円	438,150 円	394,356 円
国	40.7 歳	325,724 円	- 円	383,541 円
類似団体	43.4 歳	332,319 円	387,240 円	363,242 円

技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
遠賀町	44.1 歳	5 人	330,800 円	363,060 円	356,460 円
福岡県	49.9 歳	1,050 人	354,259 円	404,099 円	384,432 円
国	48.8 歳	5,193 人	287,094 円	- 円	320,514 円
類似団体	47.3 歳	15 人	285,599 円	310,912 円	300,185 円

(注) 「平均給料月額」とは、18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、通勤手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（19年4月1日現在）

区分		遠賀町	福岡県	国
一般行政職	大学卒	159,700 円	176,800 円	種 170,200 円
	高校卒	138,400 円	142,800 円	種 138,400 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（19年4月1日現在）

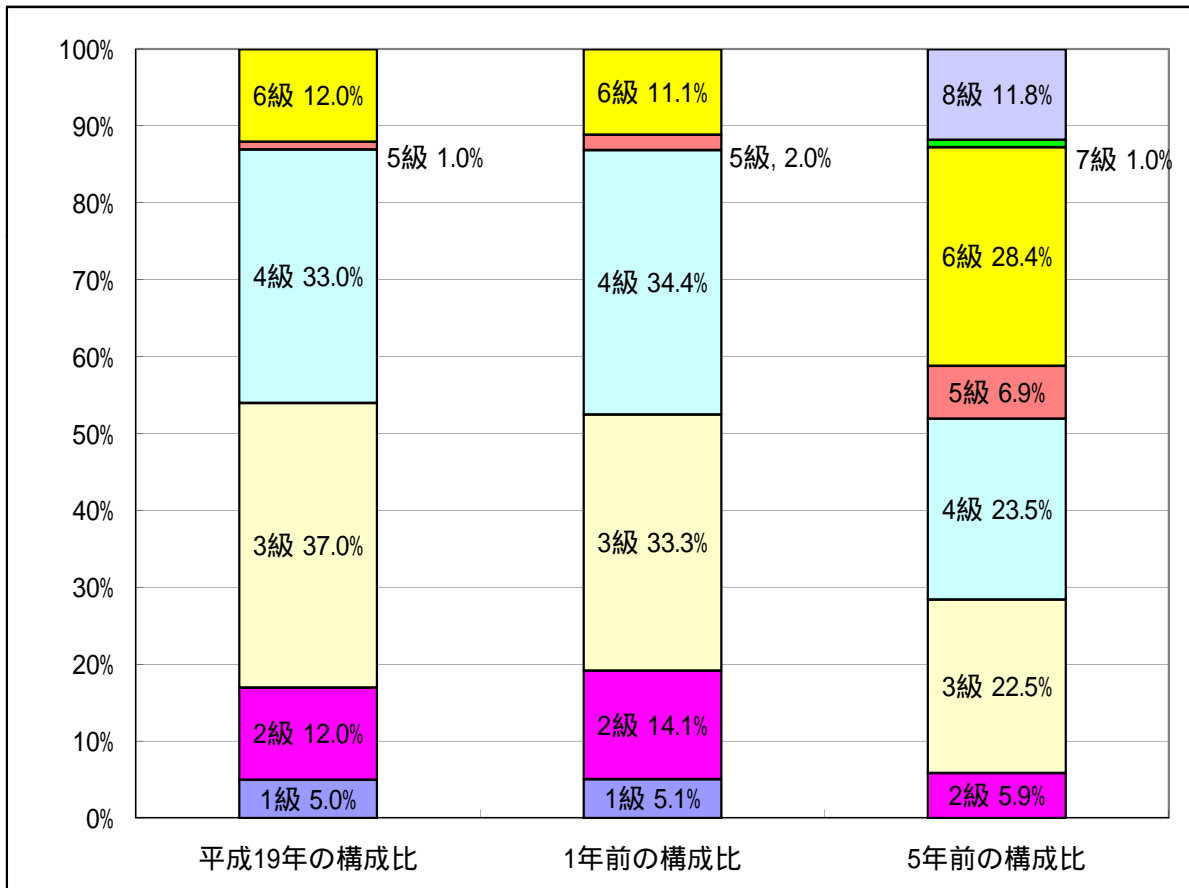
区分		経験年数7～9年	経験年数10～14年	経験年数15～19年
一般行政職	大学卒	264,800 円	302,700 円	361,100 円
	高校卒	該当者なし 円	278,600 円	293,500 円
技能労務職	高校卒	該当者なし 円	該当者なし 円	該当者なし 円
	短大卒	該当者なし 円	該当者なし 円	294,500 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（19年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
6級	課長	12	12.0
5級	課長・課長補佐	1	1.0
4級	係長・企画主査	33	33.0
3級	主査	37	37.0
2級	主任	12	12.0
1級	主事・主事補	5	5.0

(注) 遠賀町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 また、一般行政職とは行政職のうち税務職と保健師職を除いたものです。
 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年度に8級制から6級制に変更。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

【勤務成績の評定の実施状況】 全職員を対象に勤務評定を実施(昇給への反映は未実施)

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

遠 賀 町		福 岡 県		国	
1人当たり平均支給額(18年度) 1,615 千円		1人当たり平均支給額(18年度) 1,842 千円		非公表	
(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分		(18年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6)月分 勤勉手当 1.45 月分 (0.75)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~20% ・管理職加算15%~25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5%~20% ・管理職加算10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

【勤務実績の評定の実施状況】 全職員を対象に勤務評定を実施(勤勉手当への反映は未実施)

(2) 退職手当(19年4月1日現在)

遠 賀 町			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給)	なし)				
1人当たり平均支給額	非公表	該当者なし	1人当たり平均支給額	非公表	

(注) 1人当たり平均支給額について、18年度は退職者が1名のため公表していません。

(3) 地域手当

(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)		13,307 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)		102,364 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
遠賀町	2.5 %	130 人	0 %

(4) 特殊勤務手当(19年4月1日現在)

支給実績(18年度決算)	582 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	193,995 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(18年度)	2.5 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫作業従事職員の勤務手当	伝染病防疫作業に従事する職員が、患者、患者、患者、疑似患者若しくは疑似患者の護送又は患者、患者その他の消毒事務に従事したとき		1人につき1,500円
行旅病死処理勤務手当	行旅病人・行旅死亡人の処理に従事したとき		行旅病人 日額1,500円 行旅死亡人 日額2,000円
税務手当	町税の徴収に従事する徴収係職員		給料月額100分の5

(5) 時間外勤務手当

支給実績(18年度決算)	19,471 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)	174 千円
支給実績(17年度決算)	21,641 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	193 千円

(6) その他の手当(19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(18年度決算)
扶養手当	年間収入130万円未満の親族を扶養している職員に支給 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 2人まで6,000円、3人目から5,000円(16歳～22歳の子1人につき5,000円加算)	同		14,779 千円	254,802 円
住居手当	住居を借り受け、月額12,000円を超える家賃を負担している職員に対してはその家賃の額に応じて27,000円を限度に支給 住居を所有する世帯主である職員に対しては4,900円を支給	異	借家は同じ 国の持家は、新築・購入後5年間2,500円	9,830 千円	142,464 円
通勤手当	交通機関を利用している職員 運賃相当額を月額55,000円を限度に支給 自家用車等を使用する場合 使用距離に応じ月額1,000円～20,500円を支給	異	交通機関利用は同じ 自家用車等を使用する場合(片道2km以上・使用距離に応じて2,000円～25,400円支給)	8,797 千円	72,702 円
管理職手当	課長 給料月額の10% 課長補佐 給料月額の5%	異	定額支給(139,300円～46,300円) 経過措置あり	7,168 千円	511,967 円
管理職特別勤務手当	管理職が臨時又は、緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合、1回の勤務につき8,000円	異	一種 12,000円 二種 10,000円 三種 8,000円 四種 6,000円 五種 4,000円	224 千円	16,000 円

5 特別職の報酬等の状況（19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	775,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(円)	860,000 円 / 532,000 円	
	副 町 長	627,000 円	715,000 円 / 476,000 円	
		(円)		
	収 入 役	590,000 円	675,000 円 / 533,600 円	
		(円)		
報 酬	議 長	346,000 円	420,000 円 / 218,000 円	
		(円)		
	副 議 長	291,000 円	370,000 円 / 174,000 円	
		(円)		
	議 員	272,000 円	350,000 円 / 156,000 円	
		(円)		
期 末 手 当	町 長	(18年度支給割合)		
	副 町 長	6月期 1.4月分 12月期 1.6月分 計3.0月分	特別職加算20%	
	収 入 役			
	議 長	(18年度支給割合)		
	副 議 長	6月期 1.4月分 12月期 1.6月分 計3.0月分	特別職加算20%	
	議 員			
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		給料月額 × 在職年数 × 510/100	15,810,000円	任期ごとに支給
	副 町 長	給料月額 × 在職年数 × 300/100	7,524,000円	任期ごとに支給
	収 入 役	給料月額 × 在職年数 × 270/100	6,372,000円	任期ごとに支給
	備 考	平成19年7月に収入役を廃止しました。		

(注) 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額ですが、遠賀町は該当ありません。

退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

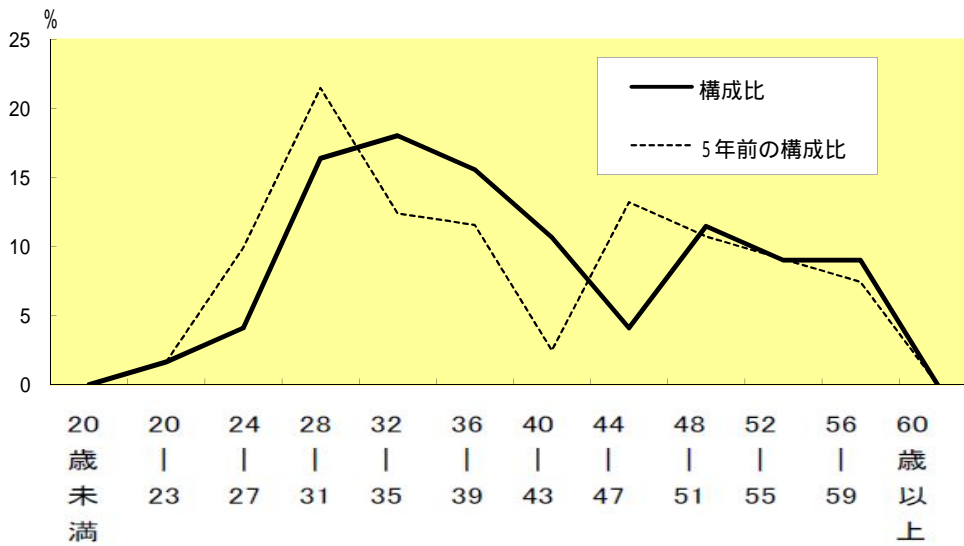
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成18年	平成19年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	3	3		
		総務企画	31	32	1	・休職による総務課付
		税 務	10	10		
		民 生	11	12	1	・業務増
		衛 生	6	8	2	・業務増
農林水産		8	8			
土 木		15	15			
	計	84	88	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.88 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 67.88 人)	
	教育部門	22	21	1	・図書館の指定管理者制度への移行	
	小 計	106	109	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 55.59 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.33 人)	
公営企業等 会計部門	国民健康保険	2	2			
	老人保健	1	1			
	介護保険	3	3			
	下水道	8	8			
	小 計	14	14			
合 計		120 [133]	123 [133]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.73 人	

(注) 職員数は一般職に属する職員数で、教育長・休職者・派遣職員を含み、臨時・非常勤職員を除いています。
[]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(19年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	0人	2人	5人	20人	22人	19人	13人	5人	14人	11人	11人	0人	122人

(3)定員管理の数値目標及び進捗状況

平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
126人	118人	8人	6.3%

(参考)定員適正化計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成17年4月1日	平成22年3月31日	職員定数15人の純減

定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

(各年4月1日現在)

目標計画	区分	17年	18年	19年	20年	21年	17年～21年	(参考)
		計画始期	1年目	2年目	3年目	4年目	計	数値目標
目標計画	減員	6	2	3	2	3	16	21
	増員	1	3	1	1	0	6	8
	差引増減員数	5	1	2	1	3	10	13
	職員数	126	127	125	124	121		118
実績	増減数	5	0	0				
	職員数	126	126	126				

(注) 計画期間は、17年～21年の5年間です。

職員の福祉の状況

(1) 共済制度の概要

地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的とし地方公務員等共済組合法に基づいて設けられています。

遠賀町が加入している福岡県市町村共済組合では、その目的を達成するために大きく分けて次の3つの事業を行っています。

短期給付事業（医療関係等）・・・組合員とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な保険給付を行っています。

長期給付事業（年金関係）・・・組合員の退職・障害又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行っています。

福祉事業（健康保持増進事業等）・・・健康対策関係として総合健診などの保健事業、住宅資金等の貸付事業などを行っています。

(2) 職員の福利厚生状況

地方公共団体は地方公務員法に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施することが義務付けられています。

遠賀町では、遠賀町職員厚生会が町から助成を受けて各種厚生事業を実施しています。

<参考>

項 目	会 員 数	掛 金・町 負 担 金 割 合	会 員 掛 金 総 額	町 負 担 金 総 額
平成17年度決算	124人	1 : 1.25	3,926,613円	4,926,435円
平成18年度決算	123人	1 : 1.09	3,938,172円	4,283,272円

(3) 職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づく、職員の公務災害及び通勤災害の平成18年度の認定件数は、1件（公務上の災害認定）でした。